

2026年度

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進
事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた
調査」に係る公募要領

2026年4月8日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 4 月 8 日(水)～2026 年 5 月 25 日(月) 正午まで

【提出先および提出方法】

- 以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

< J グランツ公募ページ申請 URL >

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDY51MAH?wfid=a0XJ2000006k4fTMAQ>

【留意事項】

- J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。
- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

2026 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査」に係る公募について
(2026 年 4 月 8 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業（以下「本調査」という。）の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査の受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。本調査は、2026 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

2. 調査内容／事業概要

（1）背景／目的

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の 2.7%程度（エネルギー起源 CO₂、2023 年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取組みが重要です。2015 年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえて我が国が 2025 年 2 月に国連に提出した「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスの排出量を 2040 年度において 73%削減（対 2013 年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂程度、2040 年度までの累積で、2 億 t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。」こととしています。また、2025 年 2 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」においても「GX により我が国の経済・社会を需要・供給の両面から脱炭素型に転換する過程で革新技術の実装を進め、我が国の産業競争力を高めるとともに、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）を始めとする国際枠組みや JCM 等を通じて、海外における優れた脱炭素技術等の普及や地球温暖化緩和策の実施を推進し、国内外で脱炭素市場を創出・拡大することで、脱炭素と成長を両立する。」と記載されています。一方で、JCM を通じて大規模な温室効果ガス排出削減を実現し、我が国の NDC の達成に貢献するためには、それら優れた低炭素技術・システムを適用する新たな JCM 方法論の構築が期待されます。

そこで本事業では、将来の JCM プロジェクト化を視野に入れて、「有望かつ方法論が未整備」の低炭素技術・システムを対象とした新たな JCM 方法論を作成するための調査を実施します。

（2）調査内容

二国間クレジット制度（JCM）を活用した低炭素技術普及促進事業の拡大に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減に寄与する我が国の低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のものを対象として、JCM 方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討を行います。なお、本調査で対象とする日本の低炭素技術・システムの JCM 方法論の開発に具体性を持たせるため、実際のプロジェクトを想定いただきます。

〔実施規模〕 1 件当たり 20 百万円以内（税込）

〔実施期間〕 NEDO が指定する日から原則 2027 年 3 月 31 日まで

（３） 対象国

JCM パートナー国(*1) の他、新規国 (*2) での提案も受け付けます。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除きます。事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。

なお、上記で対象となる国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html>) に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第 3 の 2）及び懸念 3 か国（輸出貿易管理令別表第 4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

(*1) JCM パートナー国 (<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>)

(*2) アフリカ、南西アジア、東南アジア、南米等の国

（４） 対象技術・システム

エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する技術・システム（※）であり、かつ、我が国が優位性を発揮し、大規模な温室効果ガスの排出削減に寄与する「有望かつ方法論が未整備」の低炭素技術・システムを対象とします。

（※例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する技術・システムは対象外）

提案書に対象となる技術・システムを明記し、「日本の低炭素技術・システムであること」、「承認済 JCM 方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を説明してください。

（５） 採択件数

今回の公募では、事業予算の状況に応じて、審査基準を満たした案件を採択する予定です。

3. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。
なお、委託事業者からの再委託は原則不可とします。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）、MRV（Measurement, Reporting and Verification）方法論及び提案する技術・システムについて知見及び調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要となる組織、人員を有していること。

- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ③ NEDO が調査を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。

【実施要件】

本事業は、採択後、委託契約を締結します。委託契約の締結にあたっては、最新の調査委託契約約款、若しくは実証事業委託契約約款を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
6. 調査委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2026 年 5 月 25 日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

(2) 提出先

J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDY51MAH?wfid=a0XJ2000006k4fTMAQ>

(3) 提出方法

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G

ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

■入力項目

- ① 代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ② 提案の概要（300 文字以内）
- ③ 技術・システムの特徴（600 文字以内）
- ④ 責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤ 対象国
- ⑥ 提案額総額（単位：円）

（４）提出書類

- 提出書類チェックリスト（別添１）
- 提案書（別添２）
- 企業情報（別添３）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添４）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添５）
- 最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）
- 直近の事業報告書及び直近３年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書）の写し（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

※必要に応じて、以下も併せて添付してください。

- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織に関する説明書。提出先の NEDO 部課と過去１年以内に契約がない場合のみ。）
- 疑義文書（NEDO から提示した契約書雛形に疑義がある場合のみ）

【中小／ベンチャー企業で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

事業報告書や財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かる A 4 判 4 枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。

- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

(5) 提案にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 「3. 応募要件・実施要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者企業情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。

再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。

なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。

法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

5. 委託事業者の選定

(1) 審査の方法について

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

審査基準	審査項目
1) 要件審査 ・ 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。	① 提出書類に不備がないこと。 ② 提案内容が「2. 調査内容/事業概要」の「(3) 対象国」の条件、「(4) 対象技術・システム」の要件をすべて満たすものであること。

	と。 ③ 提案者が「3. 応募要件・実施要件」をすべて満たす法人であること。
2) 調査の方法・内容等が優れていること。	① 調査の内容・方法が、目標を達成する上で適切であること。 ② 前提となる条件について、想定した実際のプロジェクトの内容が妥当であること。 ③ 新規方法論開発の課題が具体的かつ適切であること。 ④ 調査の内容・方法に提案者の強みが活かされており、優れた独自性があること。 ⑤ 目標達成へのプロセス（調査方法やスケジュール等）が具体的かつ実現可能であること。
3) 調査の経済性が優れていること。	① 予算の範囲内の積算額を提示しており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっていること。
4) 関連分野の調査等に関する実績を有すること。	① 過去に、JCM 方法論の開発に関連する事業の実績・ノウハウを有していること。
5) 当該調査を行う体制が整っていること。	① 本件を実施するにあたり、的確な調査を行うことが出来る力量を備えた人員を備えているなど、当該調査に必要な知見を有する研究員等を配置していること。 ② 委託業務管理上、NEDO の必要とする措置（経理、進捗管理、対外折衝・調整等）を適切に遂行できる体制を有していること。 ③ 明確で効率的な、組織内外の業務の分担を行っていること。
6) 経営基盤が確立していること。	① 過去3年間の経営状態が良好であること。
7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	① 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)であること。

※平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

(3) 委託事業者の公表及び通知について

① 採択結果の公表

採択した案件（実施者名、事業名等）は、NEDO のウェブサイトで公表します。不採択とした案件については、理由とともに提案者へ通知します。

② 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

（４）採択までのスケジュール

公募開始から採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

2026 年	4 月 8 日（水）	：	公募開始
	5 月 25 日（月）正午	：	公募締め切り
	6 月中旬（予定）	：	審査
	7 月上旬（予定）	：	委託事業者決定、結果公表
	7 月下旬（予定）	：	契約締結

（５）その他

NEDO と委託事業者との当該調査に係る調査委託契約の締結に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査の内容・工程・費用は、採択後に委託事業者と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。また、十分な調査期間を確保するため、調査委託契約の締結手続については採択通知から概ね 2 ヶ月以内に完了するよう取り進めることとなりますので御留意ください。

また、本調査の採択は、必ずしも「低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」に進むことを保証するものではありません。

6. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を以下の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望する場合は、2026 年 4 月 10 日（金）までに以下の参加申込 URL からご登録ください。

【オンライン開催】

開催日時：2026 年 4 月 14 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分

参加申込：<https://events.teams.microsoft.com/event/5eded3ea-d3f9-43c7-9a74-2151fcd29731@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

登録期限：2026 年 4 月 10 日（金）正午締め切り

当日資料は、ご登録いただいた方に別途メールにて 2026 年 4 月 13 日（月）までに連絡いたします。

7. 留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご

一読ください。

8. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部

担当者：塩沢、千葉、佐藤

E-mail：[askjcm\[*\]ml.nedo.go.jp](mailto:askjcm[*]ml.nedo.go.jp)

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

※休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。

9. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

10. 掲載資料

- ・基本計画
- ・公募要領（本紙）
- ・仕様書
- ・別添 1：提出書類チェックリスト
- ・別添 2：提案書
- ・別添 3：企業情報
- ・別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- ・別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

以 上

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の提案者による同一の内容に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の内容について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の内容について、重ねて応募があった場合

○複数の内容の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の提案者に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○提案内容に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該提案内容に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、

不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類への記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

（３）EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力を同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデン

ス)に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

（４）提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、実証事業の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

（１）全体の運営方針

NEDO は、基本計画に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画を必ずご確認ください。2026 年 3 月現在、本事業の基本計画の有効期間は 2027 年度末までであり、2028 年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

（２）NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請もしくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

◆法令遵守、研究不正への対応

（１）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対応）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(*)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(*)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に(a)炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と(b)リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要

件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型(*)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(*)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(*)。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(*)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び

「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2))に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html